

第1章総則

(名称)

第1条

この法人は、NPO 法人 FuturITy と表記し、フューチャリティと称する。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を堺市内に置く。

第2章目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、支援や介護を必要とする高齢者のかた、障がい者のかたや子ども達に対して、生活能力の向上及び社会との交流を図ることのできるよう、必要な介護サービス・障がい福祉サービスの提供、療育等を行う。

子ども達への学習支援及びご家族に対する心のケア、相談等を綿密に行うこと並びに、障がいを持つ方の就労に向けた技能習得及び生活機能訓練を行うことにより、子ども達の能力開発、就労技能習得及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業

- (6) 障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業
- (7) 介護保険法及び老人福祉法に基づく支援事業
- (8) 障害者自立支援法に基づくデイサービス事業

第3章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条

理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条

役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条

総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条

総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、出席した正会員数の 2 分の 1 以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 43 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会

を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 42 条

この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 43 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 44 条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 45 条

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 46 条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 48 条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長	沢本 強慈
理事	奥 直人
理事	松尾 登世子
監事	中西 康博

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年1月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年10月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 2,000 円
年会費 0 円
- (2) 賛助会員入会金 1,000 円
年会費 0 円

役員名簿

NPO 法人 FuturITy

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	さわもと きょうじ 沢本 強慈		有
理 事	まつお とよこ 松尾 登世子		無
理 事	おく なおと 奥 直人		無
理 事			
理 事			
監 事	なかにし やすひろ 中西 康博		無

設立趣旨書

NP0 法人 FuturITy
設立代表者 沢本 強慈

1 趣旨

介護や支援を必要とする高齢者のかた、障がい者のかたや子ども達にとって、本当に必要な福祉、教育等のサービスが提供されているかといえば、まだ提供されていないと考えております。様々なご要望に対応できるよう、地域における身近で手厚い支援が重要となってきたと考えています。

そこで、私たちは、NP0 法人 FuturITy を設立し、福祉、教育等に関して、地域において支援を必要とする方々が安心して利用できる地域の資源となることを目指します。

具体的な活動例としては、障がいをもつ子ども達の生活能力の向上、介護や支援を必要とする高齢者のかた、障がい者のかたに対する介護サービス・障がい福祉サービスの提供を行います。

子ども達に対しては、学習支援等と、ご家族に対しても心のケアをし、相談や助言等を綿密に行い、当法人とご家庭とで一貫した支援等を提供できる環境を作ってまいります。

障がい者の方に向けては、就労に向けた技能習得及び生活機能訓練を行うことにより、一般就労に向けたサポートを行っていきたいと考えております。特に IT スキルに長けた人材が社員に多数在籍しているため、PC スキルや IT スキルを中心に就労支援を行ってまいります。

私たちは、福祉施設でボランティア活動を行ってきました。そこでは、子どもたちへの学習支援や障がい者に向けてのプログラミング講座などを指導していました。活動を通して障がいをお持ちの方に、その方の状況やご家族のご要望に応じた支援をさせて頂きたいと考えるようになりました。そのためには、法人となり、障がい福祉サービス等の指定を得ることが必要であり、また、これらの活動を事業として継続的に推進していくためには、社会的に公益的な組織としていくことが必要と考え、法人設立認証申請に至りました。

2 申請に至るまでの経過

障害児通所支援事業、障害者通所支援事業、その他障害福祉サービス事業というものがあつたことを知り、これらの実施について検討しました。

障がいを持つ方に対して、福祉サービスの提供を目指したいと考えています。

当該事業を実施するには、法人となり堺市に指定申請をする必要があるため、法人格の取得について検討しました。

役員就任予定者及び社員間において、NP0 法人を設立し活動する意志を確認。

NP0 法人 FuturITy として活動することを決定し設立準備を開始。

令和7年5月、設立総会を開催し、申請に至る。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和7年10月31日まで

NPO 法人 FuturITy

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行い、子ども達的能力開発及び福祉の向上に寄与する。

また、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業及び介護保険法及び老人福祉法に基づく支援事業等を行い、障がい者の就労支援及び福祉の向上に寄与する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業(定款第 5 条(1)、(2))

【内 容】

障がいのある児童が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【実施場所】

大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁22-1 グランコートエルクラージュ 201

【実施日時】

月曜日から金曜日 13時30分～19時30分
土曜日 10時30分～16時30分
日曜 祝日は不定期休

【事業の対象者】

障がい児(18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者(発達障がい児を含む。))

【収 益】 11,490,400 円

・ 障がい児

平日 9,328 円×20 日×5 名×10 ヲ月=9,328,000 円

休日 10,812 円×4 日×5 名×10 ヲ月=2,162,400 円

【費 用】 13,466,000 円

内訳

給料手当 10,300,000 円(内訳下記参照)

法定福利費 721,000 円

退職給付費用 50,000 円

福利厚生費 50,000 円

会議費 100,000 円

旅費交通費 135,000 円

通信運搬費 100,000 円

消耗品費 270,000 円

印刷費 140,000 円

水道光熱費 100,000 円
地代家賃 1,500,000 円
給料手当内訳

- ・ 管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名月 230,000 円 X10 ヶ月=2,300,000 円
- ・ 指導員 3 名月 150,000 円 X10 ヶ月 X3 名=4,500,000 円
- ・ 指導員(非常勤) 1 名時給 1200 円 X(月 100 時間勤務)X10 ヶ月=1,200,000 円
- ・ 管理者兼サービス管理責任者 1 名月 230,000 円 X10 ヶ月=2,300,000 円

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援 B 型事業、就労定着支援事業
(定款第 5 条(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))

【内 容】

障がいのある方及び高齢者の方が日常生活をより健康に過ごすための生活機能訓練。
また、集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びに
その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【実施場所】

大阪府堺市北区百舌鳥梅町 3 丁 22-1 グランコートエルクラージュ 201

【実施日時】

月曜日から金曜日 10 時 00 分～16 時 00 分
土曜日 10 時 00 分～16 時 00 分
日曜 祝日は不定期休

【事業の対象者】

障がい者(18 歳～65 歳未満の身体障がい者及び知的障がい者)及び 65 歳以上の高齢
者の方

【収 益】 9,200 千円

4,000 円×23 日×10 名×10 ヶ月=9,200,000 円

【費 用】 8,000 千円

内訳

給料手当 8,000,000 円(内訳下記参照)

給料手当内訳

- ・ 管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名月 230,000 円 X10 ヶ月=2,300,000 円
- ・ 指導員 3 名月 150,000 円 X10 ヶ月 X3 名=4,500,000 円, 指導員(非常勤) 1 名時給 1200 円 X(月 100 時間勤務)X10 ヶ月=1,200,000 円

翌年度事業計画書

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

NPO 法人 FuturITy

I 事業の実施方針

法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行い、子ども達の実力開発及び福祉の向上に寄与する。

また、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業及び介護保険法及び老人福祉法に基づく支援事業等を行い、障がい者の就労支援及び福祉の向上に寄与する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業(定款第 5 条(1)、(2))

【内 容】

障がいのある児童が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【実施場所】

大阪府堺市北区百舌鳥梅町3丁22-1 グランコートエルクラージュ 201

【実施日時】

月曜日から金曜日 13時30分～19時30分
土曜日 10時30分～19時30分
日曜 祝日は不定期休

【事業の対象者】

障がい児(18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者(発達障がい児を含む。))

【収 益】 13,788,480 円

平日 9,328 円×20 日×5 名×12 ヶ月=11,193,600 円

休日 10,812 円×4 日×5 名×12 ヶ月=2,594,880 円

【費 用】 13,336 千円

内訳

給料手当 9,600,000 円(内訳下記参照)

法定福利費 866,000 円

退職給付費用 60,000 円

福利厚生費 60,000 円

会議費 110,000 円

旅費交通費 160,000 円

通信運搬費 110,000 円

消耗品費 300,000 円

印刷費 160,000 円

水道光熱費 110,000 円

地代家賃 1,800,000 円

給料手当内訳

・管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名月 230,000 円 X12 ヶ月=2,760,000 円

・指導員 3 名月 150,000 円 X12 ヶ月 X3 名=5,400,000 円

・指導員(非常勤) 1 名時給 1200 円 X(月 100 時間勤務)X12 ヶ月=1,440,000 円

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援 B 型事業、就労定着支援事業
(定款第 5 条(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))

【内 容】

障がいのある方及び高齢者の方が日常生活をより健康に過ごすための生活機能訓練。
また、集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びに
その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【実施場所】

大阪府堺市北区百舌鳥梅町 3 丁 22-1 グランコートエルクラージュ 201

【実施日時】

月曜日から金曜日 10 時 00 分～16 時 00 分

土曜日 10 時 00 分～16 時 00 分

日曜 祝日は不定期休

【事業の対象者】

障がい者(18 歳～65 歳未満の身体障がい者及び知的障がい者)及び 65 歳以上の高齢
者の方

【収 益】 11,040 千円

4,000 円×23 日×10 名×12 ヶ月=11,040,000 円

【費 用】 9,600 千円

内訳

給料手当 9,600,000 円(内訳下記参照)

給料手当内訳

・管理者兼児童発達支援管理責任者 1 名月 230,000 円 X12 ヶ月=2,760,000 円

・指導員 3 名月 150,000 円 X12 ヶ月 X3 名=5,400,000 円

・指導員(非常勤) 1 名時給 1200 円 X(月 100 時間勤務)X12 ヶ月=1,440,000 円

初年度活動予算書

成立の日から令和7年10月31日まで

NPO法人FuturITy
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		20,000	
2 事業収益			
(定款第5条(1)、(2))の事業収益	11,490,400		
(定款第5条(3)～(8))の事業収益	9,200,000		
事業収益計		20,690,400	
3 受取寄附金	0		
受取寄附金計		0	
4 受取助成金等	0		
受取助成金等計		0	
経常収益計			20,710,400
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	18,300,000		
法定福利費	721,000		
退職給付費用	50,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	19,121,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	135,000		
通信運搬費	100,000		
消耗品費	270,000		
印刷費	140,000		
水道光熱費	100,000		
地代家賃	1,500,000		
その他費計	2,345,000		
事業費計		21,466,000	
2 管理費	0		
管理費計		0	
経常費用計			21,466,000
当期正味財産増減額			-755,600
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-755,600

令和7年度活動予算書

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

NPO法人FuturITy

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		0	
2. 事業収益			
(定款第5条(1)、(2))の事業収益	13,788,480		
(定款第5条(3)～(8))の事業収益	11,040,000		
事業収益計		24,828,480	
3. 受取寄附金	0		
受取寄附金計		0	
4. 受取助成金等	0		
受取助成金等計		0	
経常収益計			24,828,480
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	19,200,000		
法定福利費	866,000		
退職給付費用	60,000		
福利厚生費	60,000		
人件費計	20,186,000		
(2) その他経費			
会議費	110,000		
旅費交通費	160,000		
通信運搬費	110,000		
消耗品費	300,000		
印刷費	160,000		
水道光熱費	110,000		
地代家賃	1,800,000		
その他費計	2,750,000		
事業費計		22,936,000	
2. 管理費	0		
管理費計		0	
経常費用計			22,936,000
当期正味財産増減額			1,892,480
前期繰越正味財産額			-755,600
次期繰越正味財産額			1,136,880